妊婦のための支援給付金

（以下、「妊婦支援給付金」）

妊娠届出時面接　妊娠中期面接　妊娠後期面接　赤ちゃん訪問



妊婦支援給付金（1 回目）　妊婦支援給付金（2 回目）

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、継続的に情報発信や相談に応じる「妊婦等包括相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施します。

妊婦等包括相談支援

～面接や訪問を実施します～

（1）妊娠届出時面接（妊娠届出時）
　内容：母子健康手帳・妊婦健診受診票（前期分）の交付、妊娠届出アンケート、保健相談

（2）妊娠中期面接（妊娠 20 週前後）
　内容：妊婦健診受診票（後期分）、妊娠経過の確認、保健栄養相談

（3）妊娠後期面接（妊娠 32～34 週頃）
　内容：産婦健診受診票・新生児聴覚検査受診票・1 か月児健康診査受診票の交付、後期面接アンケート、妊娠経過の確認、保健相談、産後ケア事業の案内

（4）赤ちゃん訪問（出産後１か月前後）
　内容：出産時の状況確認、お母さんと赤ちゃんの体調確認、赤ちゃんの計測、乳幼児健診・予防接種の案内、保健相談

経済的支援

（1）妊婦支援給付金（1 回目）：妊娠届出後に妊婦１人につき５万円を支給
（2）妊婦支援給付金（2 回目）：赤ちゃん訪問後に児１人につき５万円を支給

【申請方法】
　妊娠届出面接時、赤ちゃん訪問時に申請書をお渡ししますので、保健福祉課へ提出してください。

申請必要書類
（1）妊婦支援給付金（1 回目）：申請書、母子健康手帳表紙の写し、本人確認書類の写し、入金を希望する金融機関の口座番号等の写し
（2）妊婦支援給付金（2回目）：申請書、母子健康手帳１ページ目の写し、本人確認書類の写し、入金を希望する金融機関の口座番号等の写し